

関係する具体的施策
 (重点課題第 1 損害回復・経済的支援等への取組)

第 4 次犯罪被害者等基本計画			第 5 次犯罪被害者等基本計画（案）		
施策 番号	項目	施策	通し 番号	項目	施策
第 1 損害回復・経済的支援等への取組			第 1 損害回復・経済的支援等への取組		
			1-1	損害回復・経済的支援等への取組に関する実態把握の実施	関係府省庁が連携し、犯罪被害者等のニーズに立脚した施策の企画・立案を行うため、過去 4 次 にわたる犯罪被害者等基本計画等に基づき講じられた損害回復・経済的支援等への取組について、犯罪被害者等の利用状況等に関する実態把握を行う。【警察庁、関係府省庁】
1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係）			1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係） 犯罪被害者等の損害回復に関する施策		
			(1) 犯罪被害者等の負担軽減に関する施策		
1	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターが運用する民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】	1-2	日本司法支援センターによる支援 民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の活用による負担軽減	日本司法支援センターが運用するにおいて、民事法律扶助制度の活用及び犯罪被害者等支援弁護士制度を的確に運用することにより、犯罪被害者等の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】
209	弁護士による	法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対す		弁護士による	法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対す

	犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討	る経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】		犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討	る経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】
3	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。【警察庁、法務省】	1-3	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	<u>警察庁及び法務省において連携し、損害賠償命令制度を含む損害賠償請求制度その他犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続など犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知するの存在が広く犯罪被害者等に周知されるよう取組を進める。【警察庁、法務省】</u>
			1-4		<u>平成 29 年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担が軽減されたこと及び令和元年の民事執行法改正により金融機関等の第三者からの債務者財産の情報取得手続が新設されたことで、債務者財産の開示制度の実効性が向上したことについて、冊子・パンフレット等により周知する。【法務省】</u>
4	刑事和解等の制度の周知徹底	刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について周知徹底を図る。【法務省】	1-5	刑事和解等の制度の周知徹底	刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について、 <u>引き続き適正な運用に向け周知徹底を図る。【法務省】</u>
			1-6	<u>犯罪被害者等給付金の支給</u>	<u>犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権について、法令にのっとった管理を行</u>

				<u>に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮</u>	<u>う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に即して不断に検討し、実施する。【警察庁】</u>
5	保険金支払の適正化等	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】	1-7	保険金支払の適正化等	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】
6		金融庁において、犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切に対応する。【金融庁】	1-8		金融庁において、 犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切に対応する。また、保険金の支払対象となり得る被害者やその家族・遺族が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げかけられること等による二次的被害が生じないよう、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。【金融庁】
7		公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等	1-9		公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等

		により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】			により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】
8		国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を填補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】	1-10		国土交通省において、 ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を填補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】
10	暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】	1-11	暴力団犯罪による被害の回復の支援	<u>警察において暴力団犯罪による被害回復に向け、被害者等に対する助言や交渉場所等の提供等の援助、損害賠償訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等が適切に実施されるよう、</u> 都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と <u>の連携し、</u> 暴力団犯罪による被害の回復強化を支援含め、 都道府県警察を指導する。【警察庁】
			(2) 加害者による損害賠償の履行の促進に関する施策		
9	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知	法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知する。【法務省】	1-12	<u>受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知矯正処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進</u>	<u>法務省において受刑者の被害弁償の履行状況等について調査を行い、実態を把握した上で、犯罪被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び個々の被害者等から聴取した心情等を理解させるとともに、履行に当たっての実際上の課題が明らかとなった受刑者に対し、実情に沿った助言や指導を実施するなどし、損害賠償の履行の促進に向けた働きかけに努める。また、</u> 受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知 <u>するととも</u>

					<u>に、より効果的な働きかけの方法について検討</u> する。 【法務省】
162	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実	具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実を図る。【法務省】	1-13	<u>犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実保護観察処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進</u>	<u>具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝被害弁償の措置を講ずること履行状況について生活行動指針として設定調査を行った上で、履行に当たっての実際上の課題を明らかにし、これに即して行動するよう保護観察中だけでなく、保護観察対象者終了後も見据えた継続的な被害弁償の履行に対し向け、実情に沿った助言、指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実を図るの実施に努める。【法務省】</u>
11	加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施	警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【警察庁】	1-14	<u>加害者の損害賠償責任の実現に向けた犯罪被害者等への損害賠償の状況についての調査等の実施</u>	<u>警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態を把握するため、その適切な調査方法、調査項目等を検討した上で、当該調査を実施するための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【警察庁】</u>
12		法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に	1-15	加害者の損害賠償責任の実現に向けた <u>民事法制の調査等の実施</u>	<u>法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する確保の観点から、まずは令和元年の民事執行法等改正及び令和6年の民法等改正に</u>

		応じて必要な検討を行う。【法務省】			<u>より導入された第三者からの情報取得手続や養育費のワンストップ化などを含む新たな執行手続の運用状況を注視する。また、警察庁をはじめとする関係府省庁に対して必要な協力を行うとともに、諸外国における先進的な損害賠償請求権に関する法制度や運用状況の実体面に関するについて、調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。</u> 【法務省】
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）			2—給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係） <u>2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策</u>		
			<u>(1) 経済的負担の軽減に関する施策</u>		
13	犯罪被害給付制度の運用改善	警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等について都道府県警察を指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。【警察庁】	1-16	犯罪被害給付制度の運用改善等	<u>警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等について犯罪被害給付制度の運用について、例えば、親族間犯罪が一律に不支給となるわけではないことや、精神疾患の場合の重傷病給付金の支給要件が 3 日以上入院ではなく 3 日以上就労不能であることを周知すべきといった誤りを防止すべきとの要望を踏まえ、これらの要望を踏まえた制度運用上の留意事項について、改めて、都道府県警察に対し指示をするを指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。【警察庁】</u>
			1-17		<u>「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）や被害直後の一時的な経済的負担の緩和を求める要望がある</u>

					<u>ことを踏まえ、犯罪被害者等給付金について、全ての事案における仮給付の検討や複数回の仮給付の検討等、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度の積極的な活用を図る。【警察庁】</u>
			1-18		<u>犯罪被害給付制度について、遺族給付金の受給権者の順位の見直し、重傷病給付金の給付要件の緩和等に係る要望が寄せられていることを踏まえ、遺族給付金の支給状況や近時の医療の実態把握を行い、必要に応じ、給付要件の見直しを行う。【警察庁】</u>
14	性犯罪被害者の医療費の負担軽減	警察庁において、都道府県警察に対し、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】	1-19	<u>性犯罪被害者の都道府県警察における医療費等の公費負担軽減制度の充実した運用</u>	<u>警察庁において、都道府県警察に対しにおいて運用されている、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費並びに身体犯被害者の初診料等の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で、の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】</u>
15	カウンセリン	警察庁において、公認心理師、臨床心理士等の資格を	1-20	<u>都道府県警察</u>	<u>警察庁において、公認心理師、臨床心理士等の資格を</u>

	グ等心理療法の費用の負担軽減等	有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう、都道府県警察を指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察において、同制度の周知に努める。【警察庁】		<u>におけるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担軽減等制度の充実した運用（※部内カウンセラーの配置は、重点課題第2に記載予定です。）</u>	<u>有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう、都道府県警察を指導する。また、警察庁において、都道府県警察において運用されているカウンセリング費用の公費負担制度がについて、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察において、同制度の周知に努める。【警察庁】</u>
16	司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度の積極的な活用を図る。【警察庁】	1-21	<u>都道府県警察における司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置の公費負担制度の充実した運用</u>	<u>都道府県警察において運用されている、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの積極的な制度が活用を図る。され、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】</u>
			1-22	<u>海上保安庁における司法解剖後の遺体搬送等の公費負担制度の充実した運用</u>	<u>司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送については、制度を十分説明した上で、御遺族からの要望に応じて適切に対応する。【海上保安庁】</u>
			1-23	<u>都道府県にお</u>	<u>都道府県における性犯罪・性暴力被害者のためのワン</u>

				<u>ける性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター利用者の医療費等の公費負担</u>	<u>ストップ支援センターにおいて、被害者が、その置かれた状況に対応して、医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度を含め、必要な支援を受けることができるよう、各都道府県等における支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府】</u>
17	地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する。また、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、これらの制度を導入している地方公共団体について、国民に情報提供を行う。【警察庁】	1-24	地方公共団体による見舞金における犯罪被害者等に特化した制度等の導入促進・充実等に向けた取組	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する。また、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、これらの制度を導入している地方公共団体について、国民に情報提供を行う。地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度（対象が犯罪被害者等のみに限定されていないが、犯罪被害者等が利用できることが明記されている制度を含む）の導入・充実強化の検討を促すため、施策番号4-104（被害からの経過に応じた適切な支援についての検討）に係る調査・研究の結果等も踏まえ、犯罪被害者等のニーズの実態も踏まえつつ、より詳細かつ実効的な情報提供を推進する。また、犯罪被害者等が迅速に情報にアクセスすることができるよう、制度の導入状況及び利用状況を把握し、犯罪被害者白書やポータルサイト等を通じた情報提供を推進する。【警察庁】
			1-25	<u>犯罪被害者等も利用できる</u>	<u>犯罪被害者等が直面している経済的な困難を解消するため、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用</u>

				<u>社会保障等制度の活用促進</u>	<u>できる一般的な社会保障等制度を十分に活用するための施策を講じる。【警察庁】</u>
			1-26	<u>医療・生活・教育・納税の各分野における犯罪被害者等に配慮した制度運用</u>	<u>医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度に関し、犯罪被害者等の配慮に係る制度運用のために関係機関・団体に発出された通知について、当該関係機関・団体、犯罪被害者等、犯罪被害者等を支援する者等が検索・閲覧しやすいようにポータルサイトに一括して掲載する。【警察庁、関係府省庁】</u>
			1-27		<u>犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は一般の保険事故と同様に医療保険の対象とされていること等について、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-28		<u>犯罪被害者等についても、医療保険料及び一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であることについて、具体的運用も含めて関係機関・団体に対し再周知するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-29		<u>生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために充てられる費用を収入として認定しないなどの取扱いについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に</u>

					<u>改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-30		<u>遺族年金・障害年金の受給、国民年金保険料の申請免除に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、関係機関・団体に引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-31		<u>児童扶養手当に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【こども家庭庁】</u>
			1-32		<u>特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当や自立支援給付に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-33		<u>失業等給付に関し、犯罪被害等に遭った場合の疾病又は負傷の取扱いや離職理由の判断における適切な取扱い等について、公共職業安定所に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよ</u>

					<u>う、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-34		<u>介護保険料の減免又は徴収猶予並びに利用者負担額の減免に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】</u>
			1-35		<u>犯罪被害等による場合を含め家計が急変した場合にあっては、義務教育段階の就学援助制度、高等学校段階の高等学校等就学支援制度及び高校生等奨学給付金制度並びに高等教育段階の修学支援新制度等を利用し得ることなどについて、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、関係機関・団体内における周知が不十分な事例を把握した場合には改善のための取組を促すなど、必要な対応を行う。【文部科学省】</u>
			1-36		<u>犯罪被害者等がその置かれている状況その他の事情に応じ、国税の減免等に係る各種制度を利用できるよう、国税局（所）及び税務署の職員が相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際には是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた国税に関する各種制度をパンフレット等を活用して丁寧かつ適切に相談に応じる。【国税庁】</u>
			1-37		<u>地方団体に対し、各地方団体の窓口において、納税者</u>

					等から、申告・納付期限の延長や納税緩和措置等、地方税に関する相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際には是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切に対応するよう要請するなど、引き続き、機会を利用して周知に努めていく。 【総務省】
18 (244)	預保納付金の活用	振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。 【金融庁、財務省、警察庁】	1-38	預保納付金の活用による奨学金事業の実施 (※団体助成事業については、重点課題第4(4-70)に記載)	振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、 振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも より、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。 【金融庁、財務省、警察庁】
19	海外での犯罪被害者等に対する経済的支援	警察庁において、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。【警察庁、外務省】	1-39	海外での犯罪被害者等に対する経済的支援	警察庁において、 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導する。 <u>また、同制度を周知するとともに、個々の実情に応じて、在外公館等において制度について説明するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。</u> 【警察庁、外務省】
			1-40	諸外国における犯罪被害者等施策の調査	犯罪被害者等の損害回復・経済的支援の充実に係る要望や、これに関する様々な意見があることを踏まえ、関係府省庁の協力を得て、北欧を含む欧米諸国等の犯

				<u>のより一層の充実</u>	<u>罪被害者等施策について、支援内容、その財源、予算規模、関連する諸制度等を含めて、より一層充実した調査を行い、公表する。【警察庁】</u>
3 居住の安定（基本法第 16 条関係）			3—居住の安定（基本法第 16 条関係） <u>(2) 居住の安定に関する施策</u>		
29	被害直後及び中期的な居住場所の確保	警察庁において、都道府県警察に対し、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を補助するとともに、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】	1-41	<u>被害直後及び中期的な都道府県警察における犯罪被害者等の居住場所の確保に係る公費負担制度の充実した運用</u>	警察庁において、都道府県警察に対し、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる都道府県警察において運用されている緊急避難場所の確保に要する経費費用及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する費用の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの施策が制度が活用され、また、全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で、負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】
20	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る。【国土交通省】	1-42	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、地域の実情等犯罪被害者等の公営住宅への入居に関するニーズを踏まえた、地方公共団体に<u>よるおける</u>公営住宅への優先入居や目的外使用の<u>取扱いの取組</u>を調査するとともに、<u>会議等の場を活用して好事例を他の地方公共団体に周知することにより</u>推進を図る。【国土交通省】
21		国土交通省において、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅	1-43		国土交通省において、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅

		を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】			を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】
22		公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】	1-44		公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】
23		国土交通省において、犯罪被害者等の円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援する。【国土交通省】	1-45		国土交通省において、 犯罪被害者等の <u>民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地域における居住支援の関係者の連携・協働の場としての居住支援協議会及びの設立促進、</u> 居住支援法人の制度をの周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組をの支援するを行う。【国土交通省】
24		国土交通省において、関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。【国土交通省】	1-46		国土交通省において、 関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。【国土交通省】
28	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に関する分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広め、その利用促進を図る。【厚生労働省】	1-47	被害直後及び中期的な居住場所の確保女性自立支援施設における支援	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活女性自立支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、婦人保護女性自立支援施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に関する分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広め、その利用促進を図る。【厚生労働省】

30	被害直後及び 中期的な居住 場所の確保	警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切になされるよう、地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う。 【警察庁】	1-48	被害直後及び 中期的な居住 場所の確保 犯罪被害者等の 居住の確保に 係るニーズ等 についての地 方公共団体の 理解増進	警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である 地方公共団体において <u>犯罪被害者等の</u> 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組を担う者に対し、犯罪被害者等の置かれた状況や居住場所の確保の必要性など、居住場所の確保に係る施策が適切実効的になされる講じられるよう、 <u>地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う。【警察庁、国土交通省】</u>
4 雇用の安定（基本法第 17 条関係）			4 雇用の安定（基本法第 17 条関係）(3) 雇用の安定に関する施策		
37	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。【厚生労働省】	1-49	民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発導入促進	<u>犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための、捜査・裁判等への対応など、犯罪被害者等にとって必要な休暇を取得できる制度を企業が導入することについていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省においてを促進するため、犯罪被害者等が抱える休暇取得のニーズを具体的に明らかにしつつ、企業向け・労働者向けのアンケートによる導入状況等の実態把握を行うとともに、就業規則への記載方法を記載したリーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、周知することや、休暇取得原因を確認するための方法を含めた経済団体や、労働団体等への周知等の休暇制度導入促進に向けた働き掛けをすることなど実効的な取組・制度を検討・実施するをはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や</u>

					被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。【警察庁・法務省・厚生労働省】
			1-50	<u>公務における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・検討</u>	<u>国家公務員においては、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のため、既存の休暇制度等の活用・周知を図るとともに、刑事訴訟法第316条の33第3項に規定する被害者参加人として裁判に出席した場合の休暇などについて必要な検討を行う。【(人事院)】</u> <u>※(人事院)とは、人事院に対して周知・検討を要請するものである。</u>
32	事業主等の理解の増進	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】	1-51	<u>事業主等の理解の増進公共職業安定所における就職支援の取組</u>	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】
33		公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。【厚生労働省】	1-52		公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。【厚生労働省】
34		公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】	1-53		公共職業安定所に おける においては求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助など求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努めるを図る。【厚生労働省】
35	個別労働紛争解決制度の周知徹底等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】	1-54	個別労働紛争解決制度の周知徹底等	厚生労働省において、 犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】
36		厚生労働省において、事業主との間で生じた労働問題	1-55		厚生労働省において、 事業主との間で生じた労働問題

		に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】			に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】
--	--	---	--	--	---